佐賀県規則第４号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（登録事項）
第３条　名簿に登録する事項は、次のとおりとする。
(1)　略
(2)　氏名、生年月日及び性別
(3)～(6)　略
様式第１号（第１条関係）
略
<table><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>欠格事由</td><td>１　禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
あるときはその罪及び刑
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
年　月　日
２～５　略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td><td>（登録事項）
第３条　名簿に登録する事項は、次のとおりとする。
(1)　略
(2)　氏名
(3)～(6)　略
様式第１号（第１条関係）
略
<table><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>欠格事由</td><td>１　拘禁刑以上の刑に処せられたことがありますか。　ある□　ない□
あるときはその罪及び刑
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
年　月　日
２～５　略</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、様式第１号の改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の建築士法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。